

取組の方向4

子供たちの健全な心を育む取組

<主要施策11 いじめ、暴力行為、自殺等防止対策の強化>

1 「いじめ総合対策【第2次】」の着実な推進（指導部）

(1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知の徹底

学校において、軽微ないじめも見逃さずに認知できるようにするため、研修等を通して、全ての教職員が、下記の視点に立って「いじめ防止対策推進法」に規定されている「いじめ」の定義等について共通理解を図ることができるようにする。

- ア 行為を受けた児童・生徒が心身の苦痛を感じている場合は、例外なくいじめに該当すると捉える。
- イ 行為を受けた児童・生徒が苦痛を感じていない場合であっても、相手の行為が人権意識を欠く言動である場合などには、いじめに該当すると捉える。
- ウ いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得ると認識し、いじめの件数が多いことが課題であるとの意識を払拭する。
- エ 相手の行為の故意性や継続性等を含む重大性や緊急性、その行為により受けた児童・生徒の心身の苦痛の程度など、個々の状況に応じて、解決に向けた対応は異なることを理解する。

(2) 「学校いじめ対策委員会」の機能強化

あらゆるいじめに対して、教員が一人で抱え込むことのない組織的な対応を実現するため、「いじめ防止対策推進法」の規定により全ての学校に設置されている「学校いじめ対策委員会」が、以下の役割等を果たすことができるよう、機能の強化を図る。

- ア スクールカウンセラーの勤務日等に合わせて定例会議を開催し、児童・生徒の状況やいじめ防止等の対策の推進状況を確認する。
- イ 全教職員に対して、児童・生徒の気になる様子を漏らさずに報告するよう徹底させ、情報を集約して、定義に基づき、いじめを認知する。
- ウ 認知されたいじめについて、実態に基づき、早期解決のための対応方策を協議するとともに、日々、対応の状況等を確認する。
- エ いじめの対応状況等について、全教職員により情報共有ができるよう、電子データ等により記録を管理する。
- オ いじめに関する授業、教職員研修、定期的なアンケート、スクールカウンセラーによる面接、児童会・生徒会の活動等、いじめの未然防止等に向けた取組を計画、推進するとともに、その成果と課題を明らかにし、改善策を提言する。

(3) 情報サイト及びアプリケーション「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」の活用促進

児童・生徒が、以下に示す目的等に即して、東京都教育委員会が作成・開発した情

報サイト・アプリケーション「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」を有効に活用できるようにするため、学校における授業等を通して、周知・啓発を図る。

ア 自分がいじめを受けたとき、いじめを見聞きしたとき、いじめを行ったときなどに、どのように対処すればよいのかを考えるきっかけとする。

イ 自分がいじめを受けたとき、いじめを見聞きしたときなどに、携行しているスマートフォンなどから、24時間いつでも「東京都いじめ相談ホットライン」に相談できるようにする。

(4) 子供たちの主体的な行動を促す指導の充実

児童・生徒が、いじめの解決に向けて、自ら考え、話し合い、行動できるようにするため、以下の取組等を通して、教職員による児童・生徒への指導の充実を図る。

ア 教職員が率先して児童・生徒の良さを発見するとともに、児童・生徒同士が互いの良さを認め合うことができる学級活動やホームルーム活動を計画的に実施する。

イ 児童会や生徒会による活動を通して、児童・生徒相互の共感的な人間関係が築かれるとともに、上級生の自己肯定感を育み、自尊感情が高められるようにする。

ウ 児童・生徒が、いじめをなくすためにはどうすればよいかについて話し合う活動を通して、合意形成や自己決定ができるようにする。

エ いじめ防止に向けた児童・生徒自身の取組の推進役を担うことができるリーダーを育成する。

オ 平成27年度に、東京都教育委員会が策定した「SNS東京ルール」を踏まえ、児童・生徒自身が「学校ルール」や「家庭ルール」を作成することを通して、SNSを利用する際のマナーを身に付けることができるようにする。

(5) 「学校いじめ防止基本方針」の改訂及び周知・啓発

学校が、いじめ防止の取組を全教職員の共通実践の下に組織的に行われるようにするとともに、その取組について保護者や地域住民等から理解・協力を得られるようにするため、下記の取組等を通して、「学校いじめ防止基本方針」を改訂する。

ア 学校評価の項目にいじめ防止対策の推進状況を設定し、年度末に学校の取組の推進状況について、自己評価、保護者による評価、外部評価、諸調査の数値等を通して、PDCAサイクルの中で検証し、「学校いじめ防止基本方針」を改訂する。

イ 年度当初の保護者会、「学校サポートチーム」の会議、地域自治会の会合等の機会に、「学校いじめ防止基本方針」の内容を説明するとともに、学校ホームページや「学校便り」に掲載して、学校の取組についての周知・啓発を図る。

(6) 「いじめ総合対策【第2次】」の推進状況の検証及び課題の改善

東京都教育委員会は、各学校における「いじめ総合対策【第2次】」の推進状況に基づく取組の改善策を提示するため、6月末時点で「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」を実施する。

2 自殺予防対策に関する取組の徹底（指導部）

(1) 自殺予防のための学校の組織的対応の徹底

児童・生徒等の自殺を予防するため、以下の取組を通して、児童・生徒の様子の変化を教職員全体で把握するとともに、気になる様子が見られる児童・生徒に対しては、

保護者や関係機関と連携して、当該児童・生徒の悩みや不安の解消に向けて確実な対応を行う。

ア 学期始めなど定期的に、教職員による状況観察や個人面談、悩みや不安把握のためのアンケート等を実施し、児童・生徒一人一人の様子を確認する。

イ 過去にスクールカウンセラー等に悩みや心配を訴えた児童・生徒については、定期的に相談後の状況を確認する。

ウ 児童・生徒や保護者との面談等を通して、児童・生徒の友人関係、習い事や塾等における状況、目指している進路、兄弟姉妹関係を含めた家庭における問題等、児童・生徒が現在置かれている状況を確認する。

エ 始業式後の学級指導等において、全児童・生徒に対して、悩みや不安がある場合は、教職員に相談するよう伝える。

オ 気になる様子が感じられる児童・生徒については、保護者等に連絡をして当該児童・生徒の状況を改めて確認するとともに、関わりの深い教員等が、当該児童・生徒に声を掛け、悩みや不安の解消に向けて支援していくことを伝える。

カ 心配な状況が想定される児童・生徒については、「学校サポートチーム」を活用するなどして、スクールソーシャルワーカー、子供家庭支援センター、習い事や塾の関係者、当該児童・生徒の友達の保護者、PTA役員、地域住民、福祉・医療等を含む関係機関等の職員等と連携して、当該児童・生徒の心配や悩みの要因と考えられる負担を軽減する方策等について協議を行い、それぞれの立場から支援を行う。

(2) 全公立学校の校長を対象とした自殺予防教育連絡会の開催

校長のリーダーシップにより、学校における自殺予防の取組が意図的・計画的に実施されるようにするとともに、全ての教職員の児童・生徒の自殺予防に対する意識の向上を図るため、全公立学校の校長を対象とした「自殺予防教育連絡会」や、教職員研修センターにおける各職層別研修等を実施する。

(3) 学校における自殺予防教育の充実のためのDVD教材の作成・活用の促進

平成28年4月に改訂された「自殺対策基本法」の趣旨を踏まえ、全ての児童・生徒に対する自殺予防のための教育の充実を図るため、「自殺予防教育推進委員会」による審議を踏まえて、DVD教材「自殺予防教育プログラム（仮称）」を作成し、各学校における授業等で活用できるようにする。

3 スクールカウンセラー等を活用した学校教育相談及び児童・生徒支援の一層の充実（指導部）

(1) 教職員研修の充実

暴力傾向の見られる児童・生徒等に対して、自分の感情を抑えることができるようになるための指導を行うため、スクールカウンセラーを講師とした校内研修会や事例検討会等の充実を図る。

(2) 相談しやすい環境づくりの促進

児童・生徒が、自分の不安や悩みを相談しやすい環境づくりを促進するため、いつでも誰にでも相談できる全教職員による学校教育相談体制の充実を図るとともに、定

期的に、児童・生徒や保護者に対して学校以外の相談窓口を周知する。

(3) スクールカウンセラー活用事業の推進

学校におけるスクールカウンセラーを活用した教育相談の一層の充実を図るため、「スクールカウンセラー連絡会」を年間3回、配置校校長及び担当指導主事等を対象とした連絡会を年間1回ずつ開催する。

4 児童・生徒の問題行動等の解決に向けた学校と地域、関係機関等との連携の強化（指導部）

(1) 「学校サポートチーム」の機能強化

いじめ、不登校、暴力行為、犯罪や非行、家庭における養育などの児童・生徒の問題行動等に対して、学校が保護者、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力して対応できるようにするため、外部人材から構成される組織として全公立学校に設置されている「学校サポートチーム」の役割の明確化と機能の強化を図る。

(2) スクールソーシャルワーカー活用事業の推進

いじめ、不登校、暴力行為、非行や犯罪、家庭における養育などの児童・生徒の問題行動等に対して、社会福祉等の専門家の助力を得て解決を図ることができるようになるため、区市町村教育委員会へのスクールソーシャルワーカーの配置を促進するとともに、効果の上がった事例に関する情報共有等を目的とした「スクールソーシャルワーカー連絡会」を開催する。

(3) 警察や児童相談所等の関係機関との連携の促進

ア 暴力、非行、犯罪及びこれらを伴ういじめなどの行為に対し、適切な指導により更生を図ることができるようになるため、「警察と学校との相互連絡制度」や「警視庁と東京都教育庁の連絡会議申合せ事項」を踏まえ、学校は、所轄警察署に迅速に通報することにより、連携して対応できるようにする。

イ 家庭における養育に起因する課題や児童虐待が疑われる事例等に対し、適切な支援により問題の解消を図ることができるようになるため、「児童虐待防止法」等に基づき、学校は、地域の児童相談所や「子供家庭支援センター」等に迅速に通報することにより、連携して対応できるようにする。

<主要施策12 SNS等の適正な使い方の啓発強化>

1 東京都独自のルール「SNS東京ルール」の着実な推進（指導部）

(1) SNS等の適正な使い方の啓発強化

ア 情報教育に関する推進校の設置

情報モラル・情報リテラシー教育に関する取組や授業実践を行い、その成果を公開授業等により広く普及・啓発するために設置する。小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等から指定する。

イ 親子情報モラル教室の実施

公立小学校200校程度を対象に講師を派遣し、児童とその保護者が一緒に学ぶことを目的とした情報モラル講座を実施する。

ウ 学習用補助教材の作成・配布

学校における学習や、学校と家庭が連携して児童・生徒に対し、SNSを適切に利用するための力を育むために、情報モラル教育を推進するための補助教材を作成・配布する。

(2) インターネット等の適正な利用に関する子供を取り巻く実態の把握

ア 学校非公式サイト等の監視業務の実施

公立学校全体を対象に学校非公式サイト等の監視を行い、不適切な書き込み等については、緊急性・危険性に応じて対応し、都立学校・区市町村教育委員会等への情報提供やサイトの管理者への削除要請を行う。

イ 児童・生徒のインターネット利用状況調査の実施

子供のインターネット利用における様々な課題が指摘されていることから、東京都の児童・生徒のインターネットの利用率や使用のためのルールの策定状況、インターネット利用によるトラブル等の実態を把握する。

＜その他の事務事業＞

1 東京都教育相談センターにおける教育相談事業の推進（指導部）

(1) 電話相談、来所相談及び電子メールによる相談

ア 心理相談

幼児から高校生相当年齢の子育て、いじめ、不登校等の問題行動、体罰、学校でのセクシュアル・ハラスメント等、家庭や学校の教育に関わる悩みや不安の解消を図るため、電話、来所、電子メールによる相談を実施する。

イ 高等学校進級・進路・入学相談

都立高等学校に関する進級、卒業、入学、高等学校卒業程度認定試験等に関する情報提供を行うため、電話や来所による相談を実施する。

ウ 東京都いじめ相談ホットライン

いじめ問題の解決を図るため、児童・生徒や保護者等を対象に、24時間の無料電話相談を実施する。

(2) 学校や家庭への支援

ア 専門家アドバイザースタッフの派遣

いじめ、不登校等の問題の解決に資するため、臨床心理士等の専門家をアドバイザーとして学校等に派遣する。

イ 学生アドバイザースタッフの派遣

不登校等の問題の解決に資するため、児童・生徒の話し相手及び遊び相手として、心理学や教育学等を学んでいる大学生等を学校等に派遣する。

ウ 要請訪問の実施

教職員等の教育相談に係る資質の向上や校内の教育相談体制の充実を図るため、学校等からの要請に応じて所員等を派遣する。

エ 学校等への緊急支援

児童・生徒等に関わる事件や事故が発生した際に、児童・生徒、教職員、保護者等

の心のケアと学校における日常性を取り戻すことができるようにするため、所員等を学校等に派遣する。

(3) 教育相談体制の充実

ア 都立学校への支援

教職員の教育相談に関する資質の向上を通して、学校の教育相談体制や教育相談活動の充実を図るため、都立学校教育相談担当者連絡会を開催する。

イ 教育相談機関との連携の推進

東京都全体の教育相談機能の向上を図るため、区市町村教育委員会が設置する教育相談機関との連携を促進し、地域の実態等に応じた支援を行う。